

2 要求水準書（案）【設計・建設】に関する質問回答書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
1	3	第1章	第3節	1	(2)	付帯工事	① 構内整備工事に洗車場工事が含まれておりますが、どのような構造および仕様の洗車場をお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
2	3	第1章	第3節	2	(2)	生活環境影響調査	本工事に際して動植物などの保存・移植など工事範囲や工事期間に影響を及ぼす恐れのあるものを指示願います。また、『薩摩川内市汚泥再生処理センターに係わる生活環境衛生調査報告書』のご提示は可能でしょうか。	入札公告時に、ご質問に関連する資料の提出時期を含め示します。
3	3	第1章	第3節	2	(2)	法第9条の3の規定により、生活環境影響調査を実施する必要があり、市が作成した「薩摩川内市汚泥再生処理センターに係る生活環境影響調査報告書」を遵守する。	ここでいう「市が作成した生活環境調査報告書」とは、既に生活環境影響調査は実施済みと考えてよいのかご教示ください。それとも、生活環境影響調査を実施する上での指針となるものかを言っているのかご教示下さい。	市の報告書を示します。入札公告時に、ご質問に関連する資料の提出時期を含め示します。
4	3	第1章	第3節	2	(2)	生活環境影響調査	「薩摩川内市汚泥再生処理センターに係る生活環境影響調査報告書」とある報告書についてご提示ください。	入札公告時に、ご質問に関連する資料の提出時期を含め示します。
5	4	第2章	第1節	2	①	整備面積	現施設の稼動に支障のない設備について、建設用地に必要な場合、その部分の解体撤去は本工事外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	4	第2章	第1節	2	①,②	整備面積・管理面積	造成工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、整備面積の約8,600m ² は参考資料(第1号平面図:32,000m ²)のどの部分になるか御教示願います。	前段について、事業範囲とします。後段について、整備面積の約8,600m ² の範囲について、参考として入札公告時に示します。なお、造成計画も事業者の提案に委ねております。
7	4	第2章	第1節	4		地形	提示いただいております参考資料1,2のデータにつきまして、画質が鮮明でないため詳細が読みとりにくくなっております。図面作成の作業にも活用できるため、CADデータにて再度ご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
8	4	第2章	第1節	4.5	—	地形・地質	地形及び地質について、参考資料1～4とありますが、出力図と縮尺寸法が合っている図面をいただきたい。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
9	5	第2章	第1節	7		周辺設備の状況	周辺施設の状況について、既存の環境センターとは隣地とありますが、同一敷地では無いと考えてよろしいでしょうか。また、電気、用水、排水、電話の各取合点について、御教示願います。	前段について、現時点では同敷地内ではありません。新施設の稼働後、環境センター解体後には同一敷地となり管理運営範囲になります。 後段について、電気、用水、排水、電話の取合い点は入札公告時に示します。
10	5	第2章	第1節	7	(2)	用水	受水槽を設置するとありますが、設置については本工事に含まれているのでしょうか。その場合、この受水槽については、P-86に提示の「生活用水受水槽」を指し示すものと考えてよろしいでしょうか。 また、受水槽設置位置を示す「図6」をお示し願います。	前段について、参考資料4に示す受水槽の設置は工事範囲外ですが、受水槽および受水槽から施設までの配管の運営管理は事業範囲とします。なお、参考資料4に示す受水槽は生活用水受水槽に限りません。ただし、本施設側で必要となる受水槽(生活・プラント)は工事範囲となります。 後段について、参考資料4を参照ください。
11	5	第2章	第1節	7	(2)	用水	「市が事業予定地境界まで上水道を敷設する」とありますが事業予定地境界の位置をご教示ねがいます。	参考資料4の図4を参照ください。
12	5	第2章	第1節	7	(2)	用水	図6が見あたりません。ご提示ください。また受水槽の仕様に関してご教示ください。	前段について、参考資料4を参照ください。 後段について、入札公告時に示します。
13	5	第2章	第1節	7	(2)	用水	①1日当たりの最大必要給水量及び②1時間当たりの最大必要給水量をご教示ください。	①及び②について、事業者の提案に委ねます。 なお最大給水量(揚水ポンプ能力)は600m ³ /日及び25m ³ /時間となります。
14	5	第2章	第1節	7	(4)	排水	雨水排水について、排水先は既設経路に繋ぐと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	5	第2章	第1節	7	(4)	排水	「川内環境センターの放流管を利用するものとする」とありますが、利用する放流管の詳細及び本施設の放流管との接続位置をご教示ください。	入札公告時に示します。
16	5	第2章	第1節	7	(4)	排水	川内環境センターの放流管を利用するとありますが、利用する放流管の詳細および本施設の放流管との接続位置をご教示願います。 また雨水は場外排出するとありますが、接続先をご教示願います。	入札公告時に示します。
17	5	第2章	第1節	7	(5)	排水	雨水は場外排出するとありますが、接続先をご教示願います。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
18	6	第2章	第2節	2		下水汚泥の性状	下水汚泥の性状について表記以外について分かりましたら御教示願います。(脱水機仕様・有機系調質剤および無機系調質剤の種類と添加量, 重金属等の含有量等)。	汚泥割合について、初沈余剰脱水汚泥:8割, 余剰脱水汚泥:1割, 活性汚泥等:1割となります。 その他性状について、入札公告時に示します。
19	6	第2章	第2節	2		下水汚泥の性状	下水汚泥について、初沈脱水汚泥と消化汚泥のどちらの脱水ケーキでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
20	6	第2章	第3節	1	(1)	基本事項	「薩摩川内市環境基本計画及び薩摩川内市環境保全率先行動計画」をご提示ください。	市ホームページにて公開しております。
21	6	第2章	第3節	1	(2)	基本事項	「本施設は約30年程度使用する予定」であり「請負者はこのことを十分理解し、設計・建設を行う」とありますが、要求水準の策定においても、当該事項が考慮されているものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、必要に応じ事業者ノウハウによる提案を期待しております。
22	6	第2章	第3節	1	(2)	基本事項	設計・建設に際して30年程度の施設使用を想定することが求められているものと推察致しますが、当該項目に対する提案内容の評価は、落札者決定基準(案)別表1(提案内容の審査項目)では、どの項目で評価されるのか御教示願います。	落札者決定基準(案)に示す内容から判断してください。
23	6	第2章	第3節	2	—	処理規模	下水汚泥3t/日は、日平均と搬入日あたりのどちらでしょうか。ご教示ください。	日平均です。
24	6	第2章	第3節	2		処理規模	下水汚泥における経年的処理量の変動はあるのでしょうか。具体的にわかれば御教示願います。	供用開始時点では2t/日を想定しており、下水道の普及により数年後には最大3t/日を想定しております。
25	6	第2章	第3節	2		(浄化槽汚泥の割合:約73%)	この割合は含水率を示しているのか、ご教示下さい。	混入割合を示しています。
26	6	第2章	第3節	2		処理規模	下水汚泥3t/日とし尿、浄化槽汚泥由来の脱水汚泥を混合処理した場合、脱水設備の規模が10m3/日を超えると想定されます。この場合産業廃棄物処理施設に該当する可能性があるのではないでしょうか。	産業廃棄物処理施設には該当しません。 下水汚泥は直接資源化施設に投入されることを想定しています。
27	6	第2章	第3節	3		処理方式	処理方式は「浄化槽汚泥混入率の高い膜分離高負荷脱窒素処理方式」であれば各社評価技術方式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
28	7	第2章	第3節	5		しらの搬出時間及び搬出方法	しら搬出方法について、使用するトラックは本工事範囲内と考えるとトラックの大きさを決定してよろしいでしょうか。範囲外の場合、トラックの大きさを御教示願います。	事業範囲とします。トラックの大きさ等は事業者の提案に委ねます。
29	7	第2章	第3節	5	—	し渣の搬出時間及び搬出方法	搬出に使用するトラックの最大積載量(t)をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
30	7	第2章	第3節	7		運転時間	汚泥脱水・再資源化設備の運転時間は、6時間/日以上にすることは可能でしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、6時間/日とします。
31	7	第2章	第3節	7		運転時間	汚泥資源化設備は(6時間/日)となっておりますが、24時間運転は可能でしょうか。また24時間運転が不可の場合は理由をご教示願います。	前段について、要求水準書(案)に示すとおりとし、24時間運転は不可とします。後段について、汚泥量の変動対応及び夜間運転する設備の範囲を考慮しています。
32	8	第1章	第3節	9	(1),(2),(3)	し渣・沈砂・清掃汚泥	「市の指定する場所」とありますが、敷地内に設けられるのでしょうか？	し渣について、川内クリーンセンターを計画しています。沈砂について、市内で検討中です。清掃汚泥について、本施設での処理を想定しています。
33	8	第1章	第4節			処理工程	本文に記載されている処理工程の変更は、可能でしょうか？	浄化槽汚泥混入率の高い膜分離高負荷脱窒素処理方式に合致している範囲であれば変更は可能です。
34	8	第2章	第3節	1	—	施設の基本条件	DBO方式において提案可能な部分に制約があれば御教授願います。	要求水準書(案)の内容を満たすことを前提に提案の制限はありません。
35	8	第2章	第3節	8	(1)	再資源化方式	炭化温度が指定されています(450～800℃)が、それ以外は不可でしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、450～800℃とします。
36	8	第2章	第3節	8	(1)	再資源化方式	再資源化物の利用方法は、貴市分の20%としては土壌改良材としてお考えでしょうか。	土壌改良材に限りません。
37	8	第2章	第3節	8	(1)	土壌の汚染に係る環境基準	ダイオキシン類は考慮しなくてよいのか、ご教示下さい。	関連法令を遵守する範囲内で事業者の提案に委ねます。
38	8	第2章	第3節	9	(3)	清掃汚泥	清掃汚泥はどのようなものを想定すればよろしいのでしょうか。また、量や性状が分かりましたら御教授下さい。	清掃汚泥は本施設内の清掃により発生する汚泥です。したがって、性状・量は把握しておりません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
39	8	第2章	第3節	10		搬入道路	必要に応じ最終的な搬入道路の整備は既存施設の解体撤去後に整備することとありますが、この場合の搬入道路の整備は工事範囲となるのでしょうか。	既存施設解体後の搬入路の整備は業務範囲外とします。ただし、敷地と搬入道路の維持管理は維持管理業務の業務範囲内とします。
40	8	第2章	第3節	10		搬入道路	搬入道路および既設撤去について、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本施設の整備に必要な解体工事は事業範囲とします。
41	8	第2章	第3節	10	—	搬入道路	「必要に応じ最終的な搬入道路の整備は既存施設の解体撤去後に整備する」とありますが、この場合の搬入道路の整備は工事範囲となるのでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
42	8	第2章	第4節	1	(3)	受入・貯留・前処理工程	固液分離の工程が前脱水方式の場所に記載されていますが、特定の評価技術でなく、あくまで参考として解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	8	第2章	第4節	9		し渣・沈砂・清掃汚泥	市の指定する場所を8月の入札公告時にご教示願います。	No.32の回答をご参照ください。
44	15	第2章	第8節	3	(1)	機械設備共通仕様ポンプ類	ポンプ類は床排水ポンプを除きすべて槽外型とありますが、機能およびメンテナンス上支障なきものについては水中型を選定してもよろしいでしょうか。	原則として槽外型とします。
45	15	第2章	第8節	3	(1)	機械設備共通仕様ポンプ類	薬注ポンプについて、吐出量(薬品使用量)の計測できる計器とは具体的にどのようなものを想定しているか、御教示願います。	切り出し量等を計測できるもの等を想定しておりますが、測定可能であれば事業者の仕様でかまいません。
46	17	第2章	第9節		(1)	試運転	性能試験について、性能試験前に2週間の連続運転を行い、その後性能試験を連続3日間以上と考えてよろしいでしょうか。	2週間のうちの3日間とします。
47	18	第2章	第10節	1	(1)	設計の瑕疵担保	②は「引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、市の指定する時期に性能及び機能の確認試験を請負者の負担において行う。」と記載されておりますが、「引渡し後」とは、「引渡性能試験終了後の時点」を指すのでしょうか。	関係官公署及び市の検査を受け、必要書類・物品とともに引渡しした後のことを指します。
48	18	第2章	第10節	1	(2)	施工の瑕疵担保	コンクリート躯体部分以外は「その他部分」と記載され、その瑕疵担保期間は「5年」と記載されておりますが、「その他部分」には「機械設備」も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
49	18	第2章	第10節	2	(1)	保証事項	「また、請負者は要求水準書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、請負者の負担で実施しなければならない。」と記載されておりますが、「要求水準書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なもの」とは、例えば、どのような事項を想定されているのでしょうか。	要求水準書(案)に記載がないものであっても、事業者が本契約を履行する上で必要となる設備等の整備や維持管理・運転等のすべての業務を示します。
50	19	第2章	第10節	2	(2)	性能保証期間	「上記(1)に示す施設としての性能に関する保証期間は、第三者により改良保全(…)が行われるまでの期間とする。」と記載されております。①ここでいう「第三者」とは、請負者以外の請負者と同種の会社を指すのでしょうか？ ②また「改良保全(…)が行われるまでの期間」とは、引渡しから改良保全がなされるまでの期間を指すのでしょうか。	前段について、請負者と同種の会社とは限りません。 後段について、改良保全が行われる期間についてはご理解のとおりです。
51	19	第2章	第10節	2	⑥	性能保証	『第3節の7に規定する基準値以下とする』と記載されていますが、第3節7は運転時間です。基準値を御教示願います。	第3節の7ではなく、第3節の8の間違いです。入札公告時に修正して示します。
52	22	第3章			⑧	プラント設備	「現施設を運用しながら整備し、立替えを行う計画」とありますが、貴市が想定している計画等はございますか？	立替えを行う計画とは、本事業を指します。
53	23	第3章	第1節	1	2)	受入室	受入室には2/100～5/100の勾配を設けるとあります。床勾配としてはかなり急な勾配となっているよう見受けられますが、いかがでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりとします。ただし、適切な排水が可能となる勾配計画を前提に、事業者提案に委ねます。
54	23	第3章	第1節	1	2)	受入室	受入室での排気ガス排出・作業性や通行性などから固定式のフードを対象ガスにより設けるように考えますが、よろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
55	24	第3章	第1節	1	3)	受入口	受入口数量についてし尿用4基とありますが、1時間最大搬入量に見合う数量として見直してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、し尿用の受入口数は4基とします。
56	24	第3章	第1節	1	4)	受入口	受入口(浄化槽汚泥用)について、必要個数を御教示願います。	個数の提示を含めて、入札公告時に示します。
57	25	第3章	第1節	1	6)	水槽マンホール	マンホールについて、各槽2箇所以上の指示がありますが、マンホール径については作業員用と換気用に区別してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
58	29	第3章	第1節	2	3)	夾雑物除去装置	流量調整タンクについて、夾雑物除去装置への定量供給のためインバータによる定量供給を行い、流量調整タンクは不要としてよろしいでしょうか。	定量供給の性能が要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
59	31～53, 59～60	第3章	—	—	—	—	「3. 固液分離工程」,「4. 貯留工程」,「第2節主処理設備」,「第5節汚泥処理設備」の水槽および機器名称と用途については、当社が取得した評価書(浄化槽汚泥の混入率の高い屎に対応した膜分離生物脱窒素処理方式)を遵守した形式としてよろしいでしょうか。	変更箇所が分かるように提案図書を作成してください。
60	36	第3章	第1節	4	1)	貯留槽	計画貯留日数を御教示下さい。	市の発生量を踏まえ事業者の提案に委ねます。
61	37	第3章	第1節	4	4)	予備貯留槽	計画貯留日数を御教示下さい。	市の発生量を踏まえ事業者の提案に委ねます。
62	37	第3章	第1節	4	4)	予備貯留槽	予備貯留槽について、計画貯留日数をご教示ください。	市の発生量を踏まえ事業者の提案に委ねます。
63	37	第3章	第1節	4	4)	予備貯留槽	予備貯留槽について、必要な貯留日数を御教示願います。	市の発生量を踏まえ事業者の提案に委ねます。
64	45	第3章	第2節	1	13)	再曝気槽	再曝気槽について、生物処理に支障がない場合、必要に応じて設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
65	46	第3章	第2節	2	1), 2)	凝集原水槽・凝集原水ポンプ	凝集原水槽および凝集原水ポンプについて、処理に支障がない場合、必要に応じて設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
66	49	第3章	第2節	2	9)	膜供給ポンプ	膜供給ポンプについて、処理に支障がない場合、必要に応じて設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
67	50,51	第3章	第2節	2	12),13)	pH調整槽・pH調整槽攪拌装置	PH調整槽およびPH調整槽攪拌装置について、放流水PHがご指定の放流基準内になる場合、必要に応じて設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、PH調整槽およびPH調整槽攪拌装置を設置することとします。
68	50	第3章	第2節	2	10)	膜分離装置	予備ユニット(50%以上)と記載がありますが、実績と運転方法により膜交換費の軽減など最適な予備率として計画します、よろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり予備ユニットは50%以上設置することとします。
69	55	第3章	第3節		6)	空洗ブロワ	空洗ブロワはコンプレッサ空気を利用するため削除してよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者提案に委ねます。
70	55	第3章	第3節	6)		空洗ブロワ	空洗ブロワについて、水洗浄による洗浄で十分な効果が出ると考えられるため、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
71	56-58	第3章	第4節	1	1)-5)	消毒システムとして次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒方式を採用している。	塩素消毒方式は残留塩素や副産物(例えば環境ホルモン物質)生成による放流先河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されますが、紫外線消毒方式への変更は可能なのかご教示下さい。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
72	57	第3章	第4節	1	3),4)	次亜塩素酸ナトリウム移送ポンプ 次亜塩素酸サービスタンク	次亜塩素酸ナトリウム移送ポンプおよび次亜塩素酸サービスタンクについて、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
73	57	第3章	第6節	1	2)	脱水しき供給装置	脱水しき(夾雑物)供給装置について、P.31ではホッパ貯留後外部搬出となっているため、不要と考えてよろしいでしょうか。	貯留ホッパまでの供給を可能としてください。
74	59	第3章	第5節	1	1), 2)	汚泥濃縮槽・汚泥貯留槽	汚泥濃縮槽および汚泥貯留槽について、中継槽に必要容量を見込むことで、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、汚泥濃縮槽および汚泥貯留槽を設置することとします。
75	59	第3章	第12節	2	3)	再利用水ポンプ	「再利用水ポンプ」と「処理水再利用ポンプ」は同一のものでしょうか。また、高負荷処理の場合、放流水の塩濃度が高く再利用に適さないと考えますが、除外してもよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、浄化槽の張り水等に再利用することを想定しておりますので、設置することを求めます。
76	60	第3章	第6節	1	—	再資源化(炭化)設備	脱水し渣は、場外搬出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。川内クリーンセンターにて処理します。
77	61	第3章	第6節	1	(2)	脱水し渣(夾雑物)供給装置	脱水し渣については、再資源化装置にて処理することでしょうか。	川内クリーンセンターにて処理します。
78	61	第3章	第6節	1	3)	再資源化(炭化)装置	炭化を行う際の使用燃料に制限はあるのかご教示ください(地球温暖化対策を考えた場合、化石燃料ではなく木質系燃料を用いれば、カーボンニュートラルとなるため、環境にはやさしいと考えられます)。	事業者の提案に委ねます。
79	63	第3章	第6節	1	9)	製品保管庫	製品搬出に使用するトラックの最大積載量(t)をご教示ください。	事業者再利用分については事業者の提案に委ねます。
80	63	第3章	第6節	1	9)	製品保管庫	積込車両および製品搬出車について、本工事範囲内と考えそれぞれ1台とし、その大きさは各社判断と考えてよろしいでしょうか。	積込車両および製品搬出車各々について1台以上とし、その大きさについては、事業者の提案に委ねます。なお、積込車両については市が行う市民配布も考慮してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
81	64	第3章	第7節	1	2)	生物脱臭装置	生物脱臭の硝化槽吹込み式について、硝化槽での必要空気量が高濃度臭気よりも少ない量のため、硝化槽吹込み式とせず自立型の生物脱臭塔を設けてもよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
82	69	第3章	第8節	1	4),5)	雑排水槽・雑排水ポンプ	雑排水槽および雑排水ポンプについて、必要に応じ設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、雑排水槽および雑排水ポンプを設置することとします。
83	72	第3章	第9節	2	7)	非常用発電設備	負荷対象に高濃度脱臭設備動力と記載がありますが、71ページの「高濃度脱臭設備の仕様内容」に照らし合わせると、生物脱臭を主処理吹き込み空気で行う内容であるため、主処理を当然稼働させなければならないこととなりますが、その必要性があるなら説明願います。また、別途代案や別途対象ヶ所にて対応が可能な方法を考えてもよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上であることが明らかであることを前提に事業者の提案に委ねます。
84	79	第3章	第9節	1	4),5)	設計方針	放流水分析装置及び本庁舎監視用コンピュータについて、本庁舎側は、ブラウザにて処理施設側の情報を監視出来るシステムとしてよろしいでしょうか。(インターネット網経由での監視)セキュリティに関しては、パスワード管理を行い、第三者に対する不正アクセスを排除致します。	ご理解のとおりです。データ等の印刷が可能なシステムとしてください。
85	83	第3章	第10節	3		処理棟工事	原則として処理棟と管理棟は別棟とするがありますが、管理棟内諸室には維持管理作業員が利用する室も多く含まれています。諸室については、処理棟・管理棟トータルで必要諸室を配置する計画としてもよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営の効率化や施設のコンパクト化を意図して、合棟とするような提案をすることは可能でしょうか。	見学者と作業員との動線の分離及び臭気対策等、別棟と同効果が得られることを前提に事業者の提案に委ねます。 施設のコンパクト化を意図して、合棟とするような提案をすることは可能です。
86	85	第3章	第10節	4	2)	各室配置計画	(1) 事務室 を計画するよう指示いただいておりますが、事務室は貴市職員が利用する室として計画すべきでしょうか。その場合、利用人数をご教示願います。 また貴市職員の利用を想定しない室とするのであれば、どのような利用者を想定して計画すればよろしいでしょうか。	従業員の事務所とします。
87	93	第3章	第11節	1	1)	土地造成工事	土地造成工事の範囲は、参考資料-1 に示されている「最大整備面積 32,000㎡」の全てが対象となるのでしょうか。 また、参考資料-2 には「本造成計画は参考であり」とありますが、造成計画につきましては設計・施工含め本工事とお考えなのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、造成計画の設計・施工は本事業範囲とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
88	93	第3章	第11節	1	1)	土地造成工事	別添現況測量図について、CAD図または、原図コピーを頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。
89	93	第3章	第11節	1	2)	場内道路工事	場内道路工事について、管理面積エリアの道路工事は別途と判断してよろしいでしょうか。	既存し尿処理施設解体後に敷設する範囲の道路工事は別途工事とします。
90	93	第3章	第11節	1	3)	門扉・囲障工事	門柱の設置場所は整備面積と管理面積の境界線付近と考えてよろしいでしょうか。また、囲障の設置範囲は、処理棟・管理棟建設エリア(整備面積)周囲と考えてよろしいでしょうか。(管理面積エリアは別途)	前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご理解の通りです。ただし、前段・後段に共通し既存施設と本施設の境界は仮設として計画してください。
91	94	第3章	第11節	1	(2)	門扉・囲障工事	フェンスの施工範囲については、造成工事範囲にそって施工するものと考えてよろしいでしょうか。	No.90の回答を参照ください。
92	94	第3章	第11節	1	4),5),6)	場内整備工事・場内雨水排水工事・植樹造園工事	場内整備・場内雨水排水・植栽・造園工事は整備面積のFH=25.0に造成した範囲と判断してよろしいでしょうか。	造成計画は参考です。ただし、造成範囲は参考資料2に示す範囲を最大とします。
93	94	第3章	第11節	1	7)	放流管工事	放流配管の取合位置、既設放流配管の条件を御指示願います(口径, 材質, 深度)	取合位置について、入札公告時に示します。条件について、ビニールパイプVU管, 250mmφ, 深度は基本的に600mmとなります。
94	98	第3章	第12節		1)	下水汚泥受入設備	10t車2台分受入容量と記載がありますが、実際の下水汚泥の搬入ペースはどのような運搬頻度になるのか指示願います。	週1回, 約7tの搬入ペースとなります。下水道の普及に応じ週2~3回となります。このほか、島嶼の分として、月2~3回, 約4tの搬入を想定しています。